

■この用紙に記入し、申告の際に持参下さい。

《 令和7年分 医療費控除 》

確定申告の季節となりました。申告相談の効率を図るため、この「内訳書(医療費控除)」に「医療を受けた方」「病院(薬局)」ごとにまとめて記入し、申告の際に持参してください。

申告の際には、この「内訳書(医療費控除)」かまとめた領収書・レシート、医療費の証明書が必要な場合はその証明書を持参いただけなければ、申告が出来ません。

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制控除は受けることができませんので、ご留意ください。

▼令和7年分 医療費控除対象期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払いをした医療費

▼医療費控除対象

- ・病院での治療・診療
 - ・治療に必要な医薬品購入代
 - ・通院のために利用した公共交通機関
 - ・介護老人保健施設や介護老人福祉施設へ支払った入院費・入所費等
(領収書に「医療費対象分」等、記載がある金額のみ)
 - ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある医薬品で、先発医薬品を希望した場合に支払う「特別料金」

領収書のほかに医療費として証明のため添付・提示が必要な書類

寝たきりの方のおむつ代	①おむつ使用証明書(主治医に記入してもらう必要があります)又は ②おむつ代の医療費控除に係る確認証明書(町で無料で証明できます) ※②については保健福祉センターへお問い合わせください。
歯矯正(医療目的)	矯正が医療目的とわかる診断書等
補聴器	補聴器適合に関する診療情報提供書

▼以下の支払いは医療費控除の対象となりません。

- ・インフルエンザ等の予防接種
 - ・美容整形等での歯の矯正
 - ・移動にかかった車のガソリン代
 - ・治療を受けるため直接必要としない眼鏡や補聴器
 - ・健康診断、人間ドックの費用
 - ・入院時のアメニティ代、テレビ代、冷蔵庫代等

平成29年分の申告より、医療費領収書・レシートの添付は必要なくなりましたが、税務署より提示を求める場合がありますので5年間はご自宅で保管してください。

医療を受けた方・病院ごとにまとめてください。

※医療費控除を受ける方はセルフメディケーション税制は受けられません。併用不可。

セルフメディケーション税制を受ける方は裏面を参考にしてください。

支払合計金額から補填分の金額を引いた額から10万円を超えた分又は所得の5%を超えた分が医療費控除となります。